

お客様各位

2週続けて大雪が降るなど寒い日が続いておりますが、皆様いかがお過ごしですか。

想像を超える積雪により、各地で物流や農家などに大きな被害が出ております。東京でも20数年ぶりの大雪で多くの方が不便を強いられたことと思います。これからもこのような雪が年に数回は降ってしまう事が考えられますので、各家庭でも今後の対策が必要になりますね。

さて、今年も確定申告の受付が開始されました。

期間は2月17日から3月17日までとなります。

今年からは税制の改正により所得税に加えて復興特別所得税を申告納付することになります。

金額は平成25年から平成49年まで毎年基準所得税に2.1%を乗じて計算されます。

この税金は復興財源確保のための税金なので、被災地の方々のために有効に利用されることを願います。

なお、確定申告の医療費控除のことで「医療費が10万円を超えていないから控除はできないよね？」と質問されることがありますが、10万円を超えていなくても控除が出来る場合があります。

それは、総所得金額が200万円未満の方の場合で、医療費が10万円を超えていなくても総所得金額の5%を超えている時はその超過分は医療費控除の対象となります。皆様の周りで確定申告をされる方にもこの事をお伝えしてあげれば喜ばれるかと思います。

確定申告での不明点や疑問点がございましたら、お気軽に事務所にお問い合わせください。

須黒会計インフォメーション

平成26年3月号

I N D E X

1. 【会計情報】 **年金のしくみ**
2. 【会計税務】 **給与所得者の副収入と確定申告**
3. 【税務相談室】 **少子高齢化時代のある悩み**
4. 【ヒント・ヒント】 **腐らない**
5. 【お役立ち情報】 **経営体力診断のご提案**

1. 【会計情報】年金のしくみ

年末調整や確定申告をする際に受けられる控除の一つに社会保険料控除があります。

健康保険料や年金保険料などが該当しますが、なかでも年金は誰にでも関係があるにもかかわらず、知らない部分が多すぎるものです。

勤務者なら厚生年金を、個人事業者なら国民年金を納付し、支払う額は厚生年金の方が多いため、将来支給される年金の額も厚生年金加入者の方が多い、という程度のことはわかるけれど、あとは殆ど知らないというのが実情のようです。

年金には三つの種類があります。国民年金・厚生年金・共済年金です。国民年金は学生や自営業者など、厚生年金と共済年金以外の方が加入しているもので、通常は強制加入ですが、銀行引き落としの手続きをしていない人は年に一回送られてくる納付書を用いて自分で支払うこととなります。

厚生年金は一般的に勤務者が加入しているもので、給与から天引きされ、そこに会社が同じ金額を足して国に支払うこととなります。

共済年金は公務員が加入するものです。国民年金と他の二つの年金は別のもので捉えられがちですが、国民年金は基礎年金とも呼ばれ、厚生年金や共済年金加入者も国民年金には加入していることになっています。

また、厚生年金加入者の配偶者で年収が130万円未満の人については保険料を払ってなくても、国民年金に加入していることになっていますが、国民年金の人の配偶者はこれに該当しませんので、各々国民年金を納付する必要があります。

よく、将来貰える可能性が低い年金を払う必要があるのか、という質問を受けます。この質問のように、年金は一定の年齢を超えてから初めて貰えるものだと思いがちですが、実は老後のためだけではなく他の役割もあるのです。

それは遺族年金と障害年金です。

遺族年金は年金加入者が死亡した場合にその遺族に支払われるもので、障害年金は障害者認定を受けると支給されるものです。更に細かく言えば、遺族年金は遺族基礎年金と遺族厚生年金の二つに分けられ、障害年金も障害基礎年金と障害厚生年金の二つに分けられます。ただし、遺族年金や障害年金を受け取るには納付期間などの一定の条件を満たさなければならぬ為、注意が必要です。

なお、厚生年金は会社から天引きされる為、個人での未納問題は起きませんが国民年金は納付の方法によっては未納が起りやすくなります。

これら年金保険については支払った方が所得税や住民税などの税金が安くなるから払っておこうかと思えたり、将来年金を受け取れるか不安に思い支払うのを躊躇するなど、いろいろな思惑があるかと思われそうですが、まずは年金が本来どのような役割を持っているかを知ることが、肝要かと思えます。

2. 【会計税務】 給与所得者の副収入と確定申告

給与所得者といえども副収入がある場合は多いと思われれます。例えば身近なケースとしては次のようなパターンです。1.株式の配当、2.貸付物件からの家賃収入、3.内職・原稿料などの収入。このような収入のうち2と3については不動産所得や雑所得として必要経費が認められます。今回はこれらの収入と確定申告についてケースごと考えてみます。

副収入の所得がプラスのケース

原則として副収入の所得（収入-必要経費）は確定申告で給与所得に合算されなければなりません。但し、給与収入 2000 万円以下の給与所得者で、給与所得以外の所得が 20 万円以下のケースでは、所得税の確定申告は不要となっています。一方、給与収入が 2000 万超の者は、年末調整が未精算ですのですべての所得を確定申告する必要があります。

副収入の所得がマイナスのケース

副収入が不動産所得や事業所得であれば、そのマイナスを給与所得と損益通算して給与所得にかかる所得税が還付されるケースもあります。雑所得の場合には損益通算はありませんので注意してください。

副収入の所得が配当所得のケース

配当所得が非上場株式のケースでは住民税の課税に留意しなければなりません。すなわち、非上場株式の配当収入は、所得税では 1 銘柄年 10 万円以下の少額配当は申告不要を選択で

きますが、住民税の扱いは異なり少額配当でも申告して総合課税を受けなければなりません。

留意点

確定申告が不要とされるケースでも、自ら進んで確定申告をすることは可能です。副収入に対して所得税が源泉徴収されているケースでは、住民税負担をトータルしても、確定申告をする方が有利となるケースもあります。

3. 【税務相談室】 少子高齢化時代のある悩み

Q. 私は一昨年妻を亡くしており、50歳になる1人息子(甲)は結婚しないと意志を固めております。私の死んだ後どうなるのか、将来を考えると私の財産の行方など心配で夜も眠れない日があります。

A. そうですね。近年の問題は少子高齢化時代と言われているように子供が1人か2人、しかも結婚年齢が遅いか、結婚しないという、親としてやきもきさせられますね。

Q. 本当にやりきれないですよ。妻は孫が欲しいと言い続けながら亡くなりました。私もいよいよ80歳を迎え、財産の整理や方向付けを考えていますが、息子が結婚しないことを前提として考えたいと思っています。それについて普段、私の身边を心配して下さる方が、養子を縁組した相続対策を考えては、と示唆して下さいました。今日は法的にどのようなことなのか、いろいろご相談いたしたく参りました。

A. わかりました。本当に時は待ってくれませんかから、そのような深刻な悩みを持っている方が最近増えましたね。ところで、今のお話からご心配の本音は甲の死亡の場合の財産の問題ですね。貴方がお亡くなりになった後は甲の推定相続人は直系尊属、配偶者、兄弟、直系卑属が皆無ですから相続人不在です。民法809条によれば養子は縁組の日から養親の摘出子の身分を取得するとあります。更に縁組が行われると養子と養親の血族との間にも親族関係(法定血族関係)が発生(民法727条)するので、甲と養子とは民法上は兄弟となります。このことから、貴方の死亡後に、甲に相続が開始すると甲の相続人として養子が相続人となります。

Q. お話を伺いやっと気持ちが落ち着きました。

4. 【ヒント・ヒント】 腐らない

人生には失敗や挫折はつきものである。肝要なことは、その時に腐らないこと、とノンフィクション作家の立石泰則氏はいう。債務超過だったWOWOWを再建した佐久間昇二氏は松

下電器産業在職時に労働組合活動をし、ハンブルグに出向させられたが、腐らずに欧州市場で活躍中、後の山下社長の目に留まり、帰国後副社長までに。経団連の会長を 8 年も務めたトヨタ自動車の奥田碩氏は入社 17 年目に、上司と衝突しマニラに飛ばされたが、巨額な延滞金を回収。才能を見抜いた創業家の豊田章一郎社長が帰国させた。アップルの創業者スティーブ・ジョブズ氏は自分が作った会社を追われたが、10 余年後、復帰した。

宝島所載。

5.【お役立ち情報】経営体力診断のご提案

以下のご提案内容のうち、一つを無料にてご提案いたします！

<ご提案内容>

1. 経営体力診断

企業を人間の身体に見立てて、御社の過去の実績から分析・測定し、「経営体力」の総合評価をみるとともに、現在の重点課題を明らかにします。

2. マネージメント・パワー(社長ご自身の経営行動診断)

社長様へのアンケート回答にもとづき、ご自身の経営姿勢(思考と行動)の現状診断を行います。

//

平成 26 年 1 月より「資金調達サポート」のホームページをアップしました!!

<http://www.shikinoutatsu.net>

//

このメールマガジンは、須黒税務会計事務所及び株式会社リードコンサルトを通して、お客様からのご紹介によりお届けさせていただいております。

万一送信を希望されない場合、末尾のメールアドレス宛てに送信中止の手続きをお願いいたします。

このメールに他のウェブサイトへのリンクが含まれている場合にも、須黒税務会計事務所及び株式会社リードコンサルトはリンク先のページについて一切責任を負いかねます。

////////////////////////////////////

須黒税務会計事務所

株式会社リードコンサルト

〒104-0061 東京都中央区銀座 5-14-16

銀座アピタシオン 701・1004

TEL : 03-3542-9755 FAX : 03-3546-1788

E-MAIL : info@suguro-tax.jp

URL : <http://www.suguro-tax.jp>

URL : <http://www.suguro-lead.com>

////////////////////////////////////